



裾 監 第 3 号
平成 2 9 年 4 月 1 8 日

裾野市議会
議長 二見 榮一 様

裾野市監査委員 齊藤 武男

裾野市監査委員 増田喜代子

裾野市議会の請求に基づく監査結果について（提出）

地方自治法第 9 8 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年 2 月 6 日付け裾
議第 1 8 3 号にて裾野市議会議長より請求のありました監査を実施したの
で、別紙のとおり結果報告書を提出します。

裾野市議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

裾野市議会の請求に基づく監査

第2 監査事項

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成29年2月6日付け裾野市議第183号により市議会議長から請求のあった事項

第3 監査請求の内容

平成26年度及び平成27年度に発生した建設管理課の道路維持修繕工事代金の未払いに関して

第4 監査の概要

1 監査の期間

平成29年2月7日から平成29年4月17日まで

2 監査対象部課

総務部人事課

建設部建設管理課

第5 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、総務部人事課及び建設部建設管理課から監査に必要な関係資料の提出を求め、関係職員に対し聞き取り調査を行うとともに、関係資料の内容確認等による監査を行った。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 道路維持修繕工事代金未払い事案の概要

建設部長は、平成28年11月29日、請負業者から平成26年度及び平成27年度に施工した道路維持修繕工事について10件の未精算

工事がある旨の指摘を受けたので、道路維持修繕工事を担当する建設管理課課長代理に事実確認を行ったところ、未払い工事があることを認められた。そのため内部調査を実施したところ、新たに2社に対する4件の未払い工事が判明し、当該請負業者に確認したところ未払いであることが確認された。

判明した14件以外の未払い工事の有無を調査するため、平成25年度以降、建設管理課において発注実績のある事業者にお問い合わせを実施するとともに、未払いのあった3事業者についても再度の確認を行い、平成29年1月10日に他に未払い工事が無いことを確認した。1月17日には未払い工事に関連する請負業者、工事担当者及び検査員が各現場で施工の確認を行い工事が完了していることを確認し、2月3日付けで工事費を支払い、請負業者に入金の確認をした。

未払いとなった工事費の概要は下表のとおりである。

年度	件数	工事請負業者数	未払工事代金(円)
26	3	1	1,979,640
27	11	3	6,567,480
計	14	(重複分を除外)3	8,547,120

(2) 工事代金未払い事案の発生原因

未払いとなった14件の工事は、課長代理が口頭で請負業者に現場施工の指示をただけで、本来は、その後に実施しなければならない委託・工事発注簿への記載や支出負担行為伺書及び執行伺いの起案、請書による契約、完了検査、支出命令書の起案など、工事発注から工事代金支出に必要な事務処理を一切せず、しかも、工事完了後に請負業者から請求書や工事写真、出来形等の関係書類の提出を受けながら、これを放置し、さらにはその後、10件の未払い工事を施工した請負業者から支払いについて口頭で3回もの催促を受けていたにもかかわらず、そのまま事務処理を放置し続け、課長や課員にも一切の報告をしていなかったため、支払遅滞を生じさせたものであり、専ら人為的な原因によるものと判断する。

2 監査請求事項に対する監査委員の判断

- (1) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律、裾野市契約規則やその他法令、条例、または他の規則に抵触する様な法令違反があったか。」について

今回の事案の発生原因は第6の1-(2)で述べたとおりであり、課長代理の職務怠慢は次に示すその行為がそれぞれの法律等に抵触していることは明らかであり、課長代理が工事発注後に必要な事務処理を適正かつ迅速に行っておりさえすれば工事請負代金の支払遅滞は生じなかったものと判断する。

①支払を遅滞させた行為

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

第6条は「対価の支払の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならない。」と規定するとともに、第14条は「この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。」と規定している。

○裾野市建設工事執行規則

第45条第2項は「市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。」と規定している。

②契約の締結をせず支出負担行為伺書の起案をしなかった行為

○地方自治法

第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定している。

○裾野市建設工事執行規則

第11条は「請負契約は、様式第3号による建設工事請負契約書及び裾野市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、

その請負契約に係る請負代金額が130万円未満のときは、様式第4号による建設工事請書によることができる。」と規定している。

○裾野市契約規則

第27条は「契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、市長が必要がないと認めた事項については、省略することができる。(1)契約の目的及び内容(2)契約金額(3)履行期限等々」と規定している。

③完成検査を実施（依頼）しなかった行為

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

第5条は「契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。」と規定している。

○裾野市建設工事執行規則

第44条第2項は「市長は、前項の届出書を受理したときは、当該受理した日から14日以内に請負人の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負人に通知しなければならない。」と規定している。

○裾野市建設工事検査規程

第2条第2項は「検査員は、検査監又は検査監が指名する職員をもって充てる。ただし、1件の請負代金の額が130万円未満のものについては、工事担当課を所管する部長が指名する職員をもって充てることができる。」と規定しているが、部長が指名する職員に検査を依頼していなかった。

④職務専念義務及び法令等に従う義務に反した行為

○地方公務員法

第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定するとともに、第32条は「職員

は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定し、職務専念義務や法令等に従う義務などを課している。

(2) 「法令順守を維持するための執務手順、執務環境、組織管理、組織・職員の意識や風土に、欠点や欠陥があったか。」について

建設管理課建設管理係が担当する道路維持修繕工事に関する事務処理手順について、平成24年度分からの関係書類の調査及び関係職員への聞き取り調査を実施し確認した事項は次のとおりである。

①道路維持修繕工事の施工内容には市内全域の舗装修繕、側溝修繕、区からの要望箇所などがある。

②建設部における建設工事（道路維持修繕工事を含む）の事務処理手順は第6の1－（2）で述べたとおりであるが、今回の事案は当該工事の主務者である課長代理がその事務処理手順を順守しなかったために発生したものであり、課長代理が担当となった平成25年度から現在までの道路維持修繕工事全体の工事件数とそのうちの未払い工事件数を分析すると下表のとおりである。

年度	工事件数			左記のうち 未払工事件数	未払工事の 割合（％）
	修繕費	工事費	計		
25	102	80	182	0	0
26	120	65	185	3	1.6
27	103	78	181	11	6.1
28	89	53	142	0	0
合計	414	276	690	14	2.0

※28年度は平成29年1月5日現在

③道路維持修繕工事の担当職員は、課長級の課長代理（平成25、26年度は副参事）が主務者となり、技術職員1名が副務者として2名で従事しており、これは平成24年度から同じである。

④建設管理係（平成27年度までは管理係）の人員体制は職員3名、臨時

職員1名の計4名で、こちらも平成24年度から同じである。

課長代理が主務者となった平成25年度から担当している4年間の道路維持修繕工事の執行状況及び人員体制から推測すると、課長代理が担当となった初年度の平成25年度には未払工事は1件も発生していないことから、今回の工事代金未払い事案の発生は、法令順守を維持するための執務手順や執務環境等に欠点や欠陥があったためとは考えにくく、担当である課長代理の責めに帰すべきものと判断せざるを得ない。

しかしながら、道路維持修繕工事では、緊急工事との理由のもとに現場で請負業者に口頭で発注を指示し、本来は工事着手前に行わなければならない見積書の徴収や請書による契約などの事務処理を後回しにすることが日常的に行われており、さらに、緊急工事と緊急ではない通常工事との区別も曖昧なままに発注を繰り返していることが明らかになった。

このため、今回は法令順守を維持するための執務手順や執務環境等に欠点や欠陥があったとは考えにくいとの判断をしたが、今後は、建設管理課長も含め建設管理係内において、毎月定期的に「月例工事打合せ」などを開催のうえ、工事の発注や進行状況等について職員相互で確認しあうなどの見直しが必要と考える。

- (3) 「再発防止対策が事項(1)、事項(2)の撲滅、改善を図ることができる内容となっているか。」について

監査委員が一般監査として監査することができる対象は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びに市の事務又は市長等の執行機関の権限に属する事務の執行であるが、監査は一般的に「すでに執行されたもの」について、その合法性又は妥当性を監査することを本質としているので、今後、実施を予定している再発防止対策そのものの評価は監査の対象にならない。

そのため、再発防止対策に基づく道路維持修繕工事費の適正な執行については、今後の定期監査等の機会を通じて監査を実施することになると考える。

(4) 「事項(2)の欠点や欠陥の有無が明確になる前に、管理監督者、担当職員の懲戒処分が決定されたが、処分決定の過程や方法は適切であったか。」について

懲戒処分については、地方公務員法第29条は「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1 この法律若しくは地方公共団体の規則に違反した場合

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

と規定され、地方公務員につき地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から庁内の事情に通暁し、職員の指揮監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に任されているものというべきである（最高裁 平成2年1月18日判決）とされる。

また、懲戒処分について監査権の及ぶ範囲は、懲戒処分の手続きのみであり、懲戒処分の決定内容については監査の対象とはならない。

このため今回は、懲戒処分の手続きのみを監査の対象とし、関係書類の調査及び関係職員からの聞き取り調査を実施したところ、今回の懲戒処分については、地方公務員法第29条の規定及び裾野市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例並びに同規則及び裾野市職員の懲戒処分に関する指針に基づき適切に行われていたことを確認した。

第7 監査委員の意見

本件監査請求に係る道路維持修繕工事代金未払いの発生原因は、前に述べたとおり、担当の課長代理が事務処理上必要とされる手続きを怠った人為的な原因によるものと判断したが、それに関する事務執行の体制にも下記の現状から、その発生を許容する仕組みがある制度上の原因も幾分かはあったものと判断される。

工事代金の未払いに係る道路維持修繕工事は、工事発注から工事請負代金支払いまでの事務手続きが課長代理に集中しており、課長代理が工事請負代金の支払いに必要な事務処理を怠り、これを放置すれば、請負

業者からの催促でもない限り、他の関係職員には工事請負代金の支払いが遅滞している事実が分からない職務体制となっていたことが未払い事案発生を回避できなかった要因の一つであることは否定し難い。

さらに、今回の事案から道路維持修繕工事全体の発注状況を検証すると、次のようなことが判明した。

- 1 平成26年度予算執行実績及び主要事務事業調書の建設管理課所管の道路維持費のうち、道路維持修繕工事（修繕費）には、支払済の「市道1-4号線舗装補修（その2）工事」は記載されているものの、同年度に同名の工事（その1）に関しては、修繕費及び工事費にもその記載はない。その理由は、この同名に該当する工事が今回の未払いとなった14件の工事のうち、最も発注が古い「市道1-4号線舗装補修工事」であることから、主要事務事業調書等の作成時に建設管理課内で疑問を抱き十分な確認を行っていたら、平成27年度分11件の未払いは防げた可能性があったのではと思料する。
- 2 建設管理課の平成27年度決算額のうち、道路維持修繕工事を含む道路維持費の不要額は2,497,048円であるが、平成27年度分の未払い額は合計で6,567,480円となることから、課長代理は予算管理を十分に行なわないまま予算額以上の工事を発注していたことになる。
- 3 修繕費と工事費の区別については、平成24年度までは30万円未満の工事は修繕費、30万円以上の工事は工事費として明確に区別されていたが、課長代理が担当となった平成25年度からは、30万円未満の工事も数多く工事費として発注されていたが、課長をはじめ他の職員もそれを指摘せず、現在まで漫然と行われている。

以上から、建設管理課として道路維持修繕工事の執行管理が十分ではなかったと判断せざるを得ない。

最後に、今回、議会から道路維持修繕工事代金未払いに関する監査請求がなされたことの背景には、事案発生から臨時議会まで2カ月もの時間があったにもかかわらず、議会に対する当局側からの説明が十分でな

く不明瞭であったことが要因であると推察されることから、今回のようにあってはならない不祥事が発生した際の対応については、その説明責任を十分に果たすことが必要であると思料する。

今後は、仮に人為的な原因で同種事案が発生しても再発を防止することができるような体制を構築するとともに、常に職員に対して課せられている職務専念義務や法令等順守義務を徹底する意識の高揚を図る措置を講じ再発防止に努め、市民からの信頼回復が図られるよう強く要望する。

さらに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、工事代金以外の支払いの時期に関して、契約書が作成されている場合は納品完了の確認（検収）後、請求書を受理した日から30日以内の日とされ、また、契約書が作成されていない場合は納品完了後の確認（検収）後、請求書を受理した日から15日以内の日と規定されているにもかかわらず、当市における一般消耗品や備品の購入に対する支払いでは、この支払時期が順守されていない事例が数多く見受けられることから、全職員が今回の未払い事案を重く受け止め、今後は適正な支払事務を行うように併せて要望する。